旭川市報道依頼

各報道機関　様

発表日	令和２年５月８日
発信課	経済総務課
担当者	小川
連絡先	電　話　０１６６－２５－７１５２
	ＦＡＸ　０１６６－２６－７０９３
	E-mail　keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

分　類	イベント･行事　(募集)　契約･入札　会議･説明会　その他 （該当する分類を囲むこと。）
日　程	５月　１８日　～
発表項目	旭川市テレワーク導入奨励金の登録募集のご案内
概　要 （趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。）	＜趣旨＞ 新型コロナウイルス感染症の対策として、オフィスワークをテレワークに切り替え、人の密集等のいわゆる「３密」を避けることにより、通勤中の感染拡大や職場における集団感染を防止する効果が見込めます。 このことから、旭川市では、テレワーク関連労務規程等の新たな制定と市内在住の働く方によるテレワークの実施に関する奨励金制度を創設し、交付希望者の登録を募集します。 ＜奨励金の概要＞ ●交付対象者 市内の法人、個人事業主 ●交付額 一律 20 万円（上限 10 社） ●対象となるテレワークの形態 在宅勤務に限る。 ●詳細 別紙チラシ、旭川市ホームページのとおり。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/562/work201/d070106.html ＜応募方法＞ （仮）登録の WEB フォームから応募 （旭川市ホームページにＵＲＬを掲載） 新型コロナウイルス感染症対策として、人の密集を避けるため、窓口での受付は行わない。 ＜応募開始＞ 令和 2 年 5 月 18 日（月）13 時より
添付資料	(有)　・　無
報道（取材）に当たってのお願い	
備　考	

旭川市 ASAHIKAWA CITY

市内の法人、個人事業主の皆様へ

旭川市テレワーク導入奨励金
◆登録募集のご案内◆

◆テレワークとは・・・

ＴＥＬＥ（離れた）＋ＷＯＲＫ（働く）を繋げた造語。インターネット等を活用し，職場に出勤するのと同様に在宅、サテライトオフィス等で就業することです。

新型コロナウイルス感染症の対策として、オフィスワークをテレワークに切り替え、人の密集等のいわゆる「３密」を避けることにより、通勤中の感染拡大や職場における集団感染を防止する効果が見込めます。

このことから、旭川市では、テレワーク関連労務規程等の新たな制定と市内在住の働く方によるテレワークの実施に関する奨励金制度を創設し、交付希望者の登録を募集します。

応募開始

2020
5／18(月)13時

交付対象者

市内の法人、個人事業主

交付額

一律 20万円 【上限：10社】

※支給回数は、1法人、1個人事業主に付き1回限り

応募方法

(仮)登録のWEBフォームから応募
(旭川市ホームページにURLを掲載)

※新型コロナウイルス感染症対策として、人の密集を避けるため、窓口での受付は行いません。

対象となるテレワークの形態

在宅勤務に限る。

登録要件

①旭川市内に事業所を有する法人又は個人事業主であること。

②旭川市内に所在する事業所（従業員数が300名以下）において、市内在住の従業員によるテレワーク（在宅勤務）を実施する予定であること。

③テレワーク関連労務規程等を新たに制定する予定であること。

詳細は旭川市ホームページに掲載している交付要綱等をご覧ください。

↓旭川市ホームページ

※URL
https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/562/work201/d070106.html

◆問合せ先◆

旭川市 経済部 経済総務課 雇用労政係（〒070-8525　旭川市６条通１０丁目　旭川市役所第三庁舎3階）

TEL:0166-25-7152 ／ E-mail:keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

旭川市テレワーク導入奨励金　◆交付決定までの流れ◆

STEP 1

(仮)登録の応募

(仮)登録希望者

応募(WEB) ↓ ↑

旭川市役所

(仮)登録決定のお知らせ

start
5/18(月)

STEP 2

登録の申請

登録希望者

書類提出 ↓ ↑

旭川市役所

登録決定のお知らせ

2週間以内

STEP 3

実施と規程の整備

◆テレワークの実施
「STEP 4」の交付申請を行う週の前４週に、在宅勤務（市内在住者）を週平均1回以上実施する。

◆規程の整備
登録後に新たにテレワーク関連労務規程等を制定する。

3か月以内

STEP 4

交付の申請

登録決定者

書類提出 ↓ ↑

旭川市役所

交付決定のお知らせ

●テレワーク導入奨励金に関するQ&A

Q1 テレワーク導入の方法が分からないが、どうしたらよいか。

A１ テレワーク関連労務規程の作成例やＩＣＴツールの一覧表等の参考資料をお渡ししますので、担当までご連絡ください。

Q2 テレワークを既に実施している場合でも本奨励金の登録・交付対象となるか。

A２ 登録後に一定回数のテレワーク（在宅勤務）を実施し、テレワーク関連労務規程を制定する場合は、対象となります。

Q3 テレワーク実施のためにＷＥＢカメラ等の備品を既に購入している場合でも本奨励金の登録・交付対象となるのか。

A３ 本奨励金は、経費補助ではありませんので、対象となります。

↓国のテレワーク導入に関する支援制度をご活用ください↓

働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）

新型コロナウイルスに関する感染症対策としてテレワークの新規導入に取り組む中小事業主の支援として、テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定の作成・変更等に要する経費を助成する。

◆主な要件
・助成対象の取組を行うこと
・テレワークを実施した労働者が１人以上いること

◆対象期間
令和2年2月17日～5月31日

◆支給額
補助率：1/2（１企業当たりの上限は100万円）

◆問合せ先
テレワーク相談センター（0120-91-6479）

テレワークマネージャー相談事業

ICT面でテレワーク導入に関するアドバイスを実施し、トライアル・正式導入に向けて、企業規模を問わず支援する。（通常は専門家を派遣するが、当面はWEB会議・電話での相談となる。）

◆主な要件
・テレワークの導入を検討している団体であること。

◆実施期間
令和2年4月1日～令和3年3月31日

◆費用
・コンサルティング費用は無料
・通信料は有料

◆問合せ先
同事業 事務局（03-5213-4032）

◆問合せ先◆
旭川市 経済部 経済総務課 雇用労政係（〒070-8525　旭川市６条通１０丁目　旭川市役所第三庁舎3階）
TEL:0166-25-7152 ／ E-mail:keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp